

【緊急時の対応】 BCP 発動基準

地震と水害に分けて、BCPの発動基準を定めます。

地震	南海トラフ地震 臨時の情報が発動されたとき	福岡市内およびその周辺において安全を確保したあと、対策本部長または代替者が平時の業務遂行が困難であると判断した場合、BCP発動
	震度5強以上 発生	
風水害	大型台風直撃が2日以内に最接近の見込み 「大型で強い台風」	
	警戒レベル3以上	
	気象庁の大雨・洪水・高潮注意報発令報	

- ※ その他 下記のいずれかに該当するときも、BCP発動をする
- ・ライフラインのいずれかが停止したとき
 - ・対策本部長が必要と認めたとき

発動基準の決定者は下記のとおり。

対策本部長	代替者①	代替者②
事務長	施設長	事務所管理者